

資 料

紙 幣 條 例

維新後金融史研究の一資料

高 垣 寅 次 郎

一 國法銀行制度の移入

明治維新後の日本の國立銀行制度が、アメリカの國法銀行制度 (National bank system) にその範をとつたものであることは、周知の事實である。維新の後、日本の幣制は混亂し、物価の高低は甚だ紛雜をきわめ、國民生活にも外國貿易にも著しい障害を與えていた。それらの欠陥を除くためには、貨幣の製造、紙幣および公債の發行計畫、金融機關の設備等に萬全を期しなくてはならない。それには先ず、新興國家で財政幣制の進歩したアメリカに行つてその實況を視察研究することが緊要である、と痛切に考えたのは大藏少輔伊藤博文であつた。明治三年十月二八日政府に出した建白書にその意見が述べられている。^(註1)

この建白は政府の容れるところとなり、伊藤少輔は福地源一郎、芳川顯正、吉田二郎等の隨員四名を従え、外

紙幣條例

に為替會社の社員等と共に、同年十一月二日米國汽船「アメリカ号」に乗つて横濱を出帆、サンフランシスコ、ニュー・ヨークを経て、十二月一〇日ワシントンに到着した。當時の狀況は、芳川顯正の談話に次のように傳えてある。

「亜米利加に行つた所の目的たるや、亜米利加のグリーン・バックの制度。紙幣條例を發行して、國立銀行を立て、紙幣の始末をした……それは伊藤が渡海前に當つて、福地がナショナル、カレンシー、アクトと云ふ者を翻譯した。それに依て井上（聲）さん始め略ぼ銀行の事が分つて、何さま是は實地に就て研究しなければならぬといふ譯。所がまづ國立銀行を立てるの順序、並に公債を發行するには如何にして發行するか、如何なる形にして、如何に利益を高くするか、そんな事もよく分らぬ。故にそれを研究する爲に伊藤は派出された。……それで伊藤が毎日吾々三人を連れて大藏省に行つて研究した。福地は銀行をやる、吉田はスペシー・バンクをやる、吾輩が公債を發行する制度を調べて来る。それで大藏省に毎日出て行つて、いろいろ書物を貰つて、皆翻譯して、一方に於てはナショナル、カレンシー、アクトを見て、翻譯と原書を對照して質問をし、書物を段々稽古した。其時分に當つて、丁度亜米利加の論を聴いて、始めて伊藤が感服して、金貨本位の論を研究した。是は澤山あつて、吾々も筆を執り、福地が筆を執りして、始めて講釋を聴いて、どうしても金貨本位にしなければならぬと云う事を、伊藤が度々建議をした、それが日本で行はれたのである。」^(註2)

また次のようにも述べてある。「米國で吾々がしきりと取調べたのは、銀行制度ばかりぢやつた。それで行く前に、亜米利加のカレンシー、アクトと云ふ者がある。それを紙幣條例と稱して、福地に翻譯さして、之を以て略々銀行の如何なるものと云ふことを知り、尙それを亜米利加へ持つて行つて實地に就て研究した。」^(註3)

このような調査研究に基づいて、伊藤博文は同年十二月二十九日、大藏省に建議書を提出してきた。この建議の中で大きな課題となることは、斷然これまで日本で考えられていた方針を改め、金本位を採用すべきことを勧めたことと、國法銀行の制度を移植すべしとしたことであつた。その中にも、「ナショナルバンクより發行の紙幣は紙幣條例にも盡したる通り、國債證書を大藏省^{會計局}へ引當として預り置、許可を以て發行爲致たる手形也。」^(註4)という一節がある。

明治四年六月、伊藤博文はアメリカより歸り、その制度にならつて紙幣發行銀行を創立しようとしたが、これについては政府部内においてもやかましい論議があつた、即ち一方においては伊藤博文の議に賛成し、アメリカの制度を以て紙幣を整理する最良の方法であるとした。他方にはイギリスから歸つた吉田清成の如きそれに反對して、イギリスの制度「ゴールド・バンク」の組織によつて兌換制度を立てることを主張し、紙幣銀行はわが國情に適しない。かつ到底これを以て紙幣消却の目的を達するに足りない。却つて中道に蹉跌して、新たに一種の不換紙幣を生ずるに至るであらうとした。

兩種の辯論は八、九月の頃に至るまで甚だ盛んであつて、容易に決しなかつた。十一月になつて、兩者は互に一步を譲り、國立銀行論者は紙幣兌換主義を改めて、正貨兌換とすることを認め、金券銀行論者は公債證書を引當として、銀行紙幣を發行することに對する攻撃をひかえ、兩者の論議はようやく調和することを得るようになった。^(註5)

そこで政府は大藏省内に銀行條例編纂掛を設け、紙幣頭澁澤榮一その他をして事務を管掌せしめ、さきに伊藤大藏少輔から送つてきたアメリカの銀行條例を基礎として、それに欧米諸國の法律規則を參酌し、わが國の實情

紙幣條例

に照して審議立案した結果を國立銀行條例として、明治五年十一月一五日太政官布告を以て公布したのである。國立銀行制度はかくして日本にとり入れられた。

二 國法銀行法と紙幣條令

アメリカにおける國法銀行制度の起源は、南北戦争のために増加した政府證券に對する市場を擴大し、また雜然として各州に流通した州法銀行券に對して、安定した全國的通貨を供給することにあつた。それは政府證券を擔保として預託させ、銀行券を發行せしめる制度であつた。このように公債の預託によつて通貨を發行することは、一八三八年、ニュー・ヨーク州の地方銀行によつて始められた。この計畫がとにかく成功したことは、後に、政府證券を引當として、全國的通貨を發行することの可能性を示唆したものといつてよい。

伊藤少輔がアメリカ視察の必要を熱心に主張していた頃の明治三年は、即ち西曆一八七〇年にあたり、維新後の方が國情は財政金融の状態において、恰かも南北戦争後のアメリカの狀況に酷似していた。外國の狀況に眼を向けた有識者たちが、それに着目したことは、極めて自然の成行きである。

上述のように、伊藤博文がアメリカから送つてきた建議書の中に、「紙幣條例」という名稱が見えている。これは明治財政史に、「右意見書ト共ニ米國紙幣條例(千八百六十四年官版)ナル一書ヲ參考トシテ送達セリ」と記してあるものに相当するものと思われる。^(註6)ところが芳川顯正の談話には、すでにアメリカに渡航する前に、アメリカのナショナル・カレンシー・アクト (National Currency Act) を福地源一郎をして翻譯させ、それを紙幣條例と稱して、アメリカに持つて行つて實地について研究したとある。おそらくそのような準備は、渡米前から

なされていたと見てよい。この紙幣條例の内容はどのようなものであつたか。これまで主要の文獻にもその内容が傳えられておらず、主要の圖書館や文庫にも所藏がなく、先年土屋喬雄博士が解題をつけてその全文を紹介されたが、私はそれを見ないで過してきた。

兩三年前私は、早稲田大学堀家助教および洞講師の好意によつて、同大学圖書館に「紙幣條例」の所藏されていることを知つた。それは美濃紙判木版刷、表裏十行二十字詰、四十七枚綴の和本小冊子であつて、日附も奥付も何もない。何人の訳編になるものとも記るしてない。内容から見ると、アメリカの國法銀行法を基礎にして、日本の事情に合うように改訂を加えたものである。

アメリカの國法銀行制度案は、南北戦争の初期からチェーズ財務長官 (Salmon Portland Chase, Secretary of the Treasury) によつて進められ、いろいろの提案が試みられていたが、はじめはニュー・ヨークおよびニューヨークの銀行家たちによつて、強く反對されていた。それは寛大な州法の下に營業することを好んでいたからである。一八六二年七月、フーパー (Samuel Hooper) は六十一カ條から成る「合衆國證券によつて保證された全國的通貨 (National currency) を供給し、その流通および償還にそなえるための法案」を議會に提出した。それに若干の改訂を加えた、いわゆるシャーマン法 (Sherman Act) が議會を通過したのは、その翌一八六三年の二月二五日であつた。國法銀行法 (National Bank Act) がそれであつて、全文六十五カ條から成つてゐる。^(註7)

ここにいる紙幣條例も冒頭に「大日本政府ノ公債證書ヲ引當トシテ紙幣ヲ發行シ之ヲ通用シ之ヲ引替ユル義ニ付大日本政府ニ於テ許可シタル條々如左」と記してあるのであつて、六十二カ條から成り、大體において國法銀

紙幣條例

行法に則つたものである。國法銀行法も全國的通貨法 (National Currency Act) とも呼ばれていた。日本ではこれを紙幣條例と名づけたが、當時まだ銀行という名辭は一般化されていなかった。紙幣條例の中でも、紙幣會社、紙幣會社の業を營むべき會社といつて、銀行とはいわず、また「バンク」の業體、「バンク」又は爲替會社などの文字を用いていることによつても、當時の用語の混沌たるさまが知られるのである。

銀行という名辭が、わが國で、確定的に用いられるようになったのは、明治五年八月に制定された國立銀行條例からであつて、この條例の冒頭には、國立銀行の文字に、わざわざ「ネーションナル・バンク」の仮名がふつてあるほどである。尤も明治四年七月の三井組バンク開業願書中には、「此度同苗中申合東京府下及各開港場ニ於テ銀行開店仕」とあることから見ると、銀行の語が確定的ではないにしても、とにかく用いられていることに注目しなければならぬ。^(註8) Bank note は、その頃まだ銀行紙幣と呼ばれているのであつて、それが、銀行券といわれるようになったのは、明治十五年三月、松方正義の日本銀行創立趣旨書、および同銀行條例の主旨など、以來的ことではないかと思う。^(註9) この條例を紙幣條例と稱したのは、以上のような事情から推してなるほどと肯かれる。

國立銀行條例は二十八ヵ條百六十一節から成り、その内容の配列、規定の細目など、紙幣條例と同じではないが、實質的にはそれを基礎としたものであつて、當時、銀行制度を審議する過程において、このような草案が用意されたものと思われる。これらの諸條例を比較研することは、當時の金融史を研究するものにとつては、極めて興味多いことである。

なお早稲田大学所藏の大隈文書の中にも、美濃紙判木版刷六十三枚綴の「紙幣會社成規」というのがある。恰

かも國立銀行條例に對する國立銀行成規というように、紙幣條例の施行規則にあたるものであつて、紙幣會社の創立、開業、紙幣の發行、業務運營の方法等に關する諸成規案である。研究者のためには、これも貴重な文獻であらう。^(註10)

三 土屋喬雄博士の解題

土屋喬雄博士はかつて、田中啓文氏所藏本により、「紙幣條例」及び「紙幣會社成規」解題を、東洋貨幣協會發行之雜誌「貨幣」に六回にわたつて連載された。^(註11) 兩法規の全部が同誌二六九号以下に掲げてあるが、これは、當時特殊の研究者以外にひろく頒布されなかつたと思われるが故に、ここに再び印刷に付して研究者に分つのも、無意味ではないと信ずる。解題については固より見るところが自ずから異なつてゐる。「紙幣會社成規」は手續規定に相當するものであり、内容において國立銀行成規に類似しているが故に、ここにはとり上げない。

土屋博士はこの兩法規が、青淵先生の調査立案に係るものであつたと斷定して差支えはないとしておられる。その根據として、明治五年三月から五月にわたつて、澁澤青淵先生から井上馨侯にあてた五通の書翰を示された。これらの書翰からは、紙幣會社の創立方法、條例の調査立案に苦心されたことは知られるが、すでにその前に、伊藤博文、福地源一郎、芳川顯正等によつて、紙幣條例が調査研究されていたことは、上述したとおりである。

その刊行は何時頃かということについては、その規定の第一條に、「大藏省中別ニ一寮ヲ設ケ……此寮ノ長官ヲ紙幣頭ト稱シ」とあり、紙幣寮の置かれたのは明治四年八月一〇日であるところから、その以前のものである

紙幣條例

ことは略ぼ疑いないとされた。しかしまた明治財政史第十三卷（二九—三〇頁）に「明治四年ノ末ニ至リ……大藏省ニ於テハ特ニ其省内ニ銀行條例編纂掛ヲ設ケ、紙幣頭澁澤榮一同權頭芳川顯正等ヲシテ專ラ該事務ヲ管掌セシメ、曩キニ伊藤少輔ヨリ送付セル米國紙幣條例ヲ枢軸トシ、之ニ歐米諸國ノ貨幣ニ關スル法律規則ヲ參酌シ、兼テ我國ノ實情ニ照シテ審議立案シ又別ニ之カ施行規則タルヘキ成規ノ編成ニ着手シタリ」とあることを引き、銀行條例編纂掛のおかれた明治四年の末以後に、これらの草案が書かれたのではないかと疑われないでもない、としておられる。思うに明治財政史にいわれているのは、國立銀行條例ならびに同成規であつて、紙幣條例ならびに紙幣會社成規と見るべき根據はないから、博士の指摘されるような疑いを、この叙述からもつのは適當ではあるまい。

この疑いはもとより土屋博士においても、強くいだかれたものではない。大藏省においてナショナル・バンクの制度を調査しはじめたのはそれより早く、「銀行課第一次報告」に「我國立銀行條例ノ制定ハ、政府發行ノ紙幣ヲ償却スルノ主旨ニ出テ、明治三年六月始テ其議ヲ起シ」とあるのを引用して、「紙幣條例」及び「紙幣會社成規」は明治三年の夏より明治四年八月までの間に起草されたものであらう、と想像されている。この引用は、ナショナル・バンク・アクトと紙幣條例、ならびに國立銀行條例との内容的關係を明らかにすることによつて、その當時の状況を明らかにしめる。

個人の回顧談にどれほどの客觀的正確さを認めるべきか、これには固より問題があるが、伊藤大藏少輔等が渡米前からアメリカの制度を研究していたことは事實であり、前記の芳川顯正回顧談も典拠とすべきであらう。従つて「紙幣條例」は、アメリカの國法銀行法を基礎として、それらの人々によつて作られ、それがさらに國立銀

行條例に轉化された、と見なければならぬ。ただ紙幣條例が研究されたことと、印刷されたことが別問題であるのはいうまでもない。また紙幣條例と紙幣會社成規とが、同時に出來たものかどうかは、私も土屋博士と同じように考証すべき資料をもたない。澁澤青淵先生が紙幣頭として成立に努力されたのは、むしろ國立銀行條例であつて、紙幣條例はその前の段階のものである、と私は見たいのである。

紙幣條例の全文は解題を添えて、前述のように土屋博士によつてすでに紹介されてゐるのであるが、これについての私見を述べる序でに、條例の全文をも本誌に載せることは、研究者のために便宜であらうと考える。できるだけ原文のままにしたが、明らかに誤謬と思われる箇所には括弧をつけて訂正を加えておいた。(昭和三〇・八・一五・稿)

(註 1) 伊藤博文傳 上卷 五一六頁以下。

(註 2) 世外侯事歴維新財政談 中 一九七—八頁。

(註 3) 同上書 下 三二四頁。

(註 4) 伊藤博文傳 上卷 五二五—六頁。

(註 5) 明治貨政考要 下編 三六二頁。

(註 6) 明治財政史 第十三卷 一八頁。

(註 7) A. M. Davis, The Origin of National Banking System, Washington, 1910, pp. 113, 155.

Report of the Monetary Commission of the Indianapolis Convention, Chicago, 1898, pp. 197ff.

(註 8) 明治貨政考要 下編 二〇〇頁。

(註 9) 明治財政史 第十四卷 二六、二八頁。

紙幣條例

紙幣條例

(註10) 大隈文書 A一〇四三。

(註11) 貨幣 二六八―二七〇、二七二―四號(昭和一六・七一・一七・一)

なおわが國が明治維新の後、アメリカの國法銀行制度を移入した經過、ならびにそれに關連する問題については、早稻田大學 大隈研究 第六輯(昭和三〇年三月)に載せた拙稿「大隈重信と維新後の銀行制度」の參照を請う。

紙幣條例

大日本政府ノ公債證書ヲ引當トシテ紙幣ヲ發行シ之ヲ通用シ之ヲ引替ユル義ニ付大日本政府ニ於テ許可シタル條々如左

第一條

大藏省中別ニ一寮ヲ設ケ大日本政府ノ公債證書ヲ引當トシテ通用イタスヘキ紙幣ノ義ニ付政府ニテ採用シタル諸法則ヲ履行シテ事務ヲ處分スヘシ

此寮ノ長官ヲ紙幣頭ト称シ大藏卿ノ支配ニ屬スヘシ

此紙幣頭ハ大藏卿ノ推舉ニ任セ上奏ヲ經テ大臣之ヲ命スヘシ若シ轉任ヲ命スル時ハ大臣ヨリ其事故ヲ政府ヘ建白スヘシ○紙幣權頭一人之ニ副ス亦タ上奏ヲ經テ大臣コレヲ命スヘシ紙幣頭欠員ノ時並ニ他出病氣ノ節ハ之ニ代リテ法則通りノ威權ヲ有チ其職掌ヲ代務スヘシ○紙幣頭ハ又管轄ノ事務ヲ辨セン爲ニ緊要トスル書記數員ヲ使用スヘシ此書記官ハ法則ニ從ヒテ大藏卿コレヲ命スヘシ

紙幣頭並ニ權頭ハ此條例ニ從フテ通用ノ紙幣ヲ發行スル義ニ付公私内外ノ論ナク紙幣會社或ハ其關係ノ者ト謀リテ聊カモ自己ノ私利ヲ施ス事ナカルヘシ

第二條

紙幣頭ハ大藏卿ノ承認ヲ得テ一印ヲ刻シ適當ノ語ヲ彫刻シ紙幣寮ノ官印トナシ右ノ印鑑ニ大藏卿承認ノ奧書ヲ添ヘテ之ヲ政府ヘ差出スヘシ然ル上ニテ紙幣寮ノ官印ナリト心得ヘシ但シ不得止時ハ此官印ヲ改正シテモ苦シカラス

紙幣條例

紙幣頭ノ奥書添書承認書等ニテ右ノ官印ヲ押シタル諸書類ハ何レノ裁判所何レノ官廳ニ於テモ證據トシテ之ヲ取用フヘシ又紙幣寮ニ備ヘ置タル寫モ紙幣頭ノ奥書アリテ官印ヲ押シタル分ハ都テ本書同様ニ證據トナルヘシ右ノ官印ハ紙上ニ押シタル時モ封蠟ヲ用ヒタル時モ其實證ハ同様タルヘシ

第三條

大藏省中ニ於テ相當ノ諸室ヲ撰ミ大藏卿ヨリ之ヲ紙幣頭ニ引渡シ紙幣ノ事務ヲ取扱フヘキ寮トスヘシ此寮中ニ火災ヲ防クヘキ庫ヲ設ケ目今彫刻所ノ手ニ渡サヘル版板類並ニ寮中附屬ノ重器等ハ盡ク之ヲ庫中ニ収メ非常ヲ慮ル事紙幣頭ノ任ナリ

第四條

此條例中ニ記シタル大日本政府ノ公債證書ト云ルハ凡ソ日本政府ノ信ヲ以テ國法ニ從ヒ大藏省ヨリ發行シタル諸公債ヲ概シテイヘル總名ト心得ヘシ

第五條

紙幣會社ノ業ヲ營ムヘキ會社ハ其組合ノ人數ヲ限ラサレモ必ラス五人以上タルヘシ此人々ハ會社ノ定款ヲ遵奉スヘシ一體此定款ハ會社ヲ取建ル事ノ眼目ヲ記載シ其餘此條例ノ諸款ト齟齬セサル箇條ヲモ同シク記載スヘキモノナレハ會社ノ業ヲ營ムニ付テノ規則書ト心得ヘシ尤モ右ノ定款ニハ會社ヲ取建ヘキ仲間ノ人々之ニ調印ヲナシ其寫ヲ紙幣頭ニ差出シ紙幣寮公書中ノ綴込トナスヘシ

第六條

紙幣會社ヲ取建ヘキ仲間ノ人々ハ會社創立證書ヲ取調フヘシ其書中ニ記載スヘキ條々ハ如左

第一 會社ノ名号○此名号ハ紙幣頭ノ承認ヲ得タル上ニテ公然ト唱フヘシ

第二 會社ノ商業ヲ營ムヘキ所ノ地名○是ハ何州何郡何府何縣何驛何村ト云事ヲ記スヘシ

第三 元金ノ高並ニ右元金ノ株數

第四 元金ヲ出シタル株主等ノ姓名宿所並ニ誰ハ幾株誰ハ幾株ト右株主等所持ノ株數

第五 此證書ノ本意ハ此條例ヲ遵奉スヘキ人ノ爲ニ便宜ヲ謀リテ取極タル趣ノ公告

右ノ證書ハ之ヲ地方官廳ニ差出シ其奥書ヲ乞受シ上ニテ改メテ紙幣頭ニ出スヘシ紙幣頭ハ之ニ奥書ヲ加ヘ大切ニ寮中ニ藏メ置ヘシ

右證書ノ寫ニハ紙幣頭ノ奥書ヲ添ヘ官印ヲ加フルニ付日本國中何レノ裁判所何レノ官廳ニ於テモ之ヲ證據トシテ取用ヒ會社創立其外ノ議論アルニ當リ右ノ寫ヲ本書同様ニ心得ヘシ

第七條

凡ソ紙幣會社ハ五万円以上ノ元金ニ非サレハ之ヲ創立スル事ヲ得ス又人口二万人以上ノ地ニ於テハ十萬圓以下ノ元金ニテハ取建ルヲ得ス○但シ人口三千人ニ過サル所ナラハ大藏卿ノ許可ヲ以テ二萬五千圓以上ノ元金ニテ紙幣會社ヲ創立スルヲ得ヘシ

第八條

紙幣會社ハ創立證書ノ手數相濟ミシ日ヨリ會社ノ仲間タルヘシ併シ紙幣頭ヨリ開業免狀ヲ得ル迄ハ商業ヲ始ム可ラス尤モ創立ニ付止ムヲ得サル爐機ノ事アラハ此例ニ非ラス

此會社ハ創立ノ日ヨリ其社ノ印ヲ刻シ其社ノ名号ヲ取續クヘシ尤モ會社定款ノ趣意ニ從ヒテ會社ヲ分散シ或ハ

紙幣條例

紙幣條例

三分以上ノ株主等ノ存意ニテ分散シ又ハ此條例ニ改革アリテ會社ノ條理ヲ失ヒ遂ニ分散スル事アラハ又此例ニアラス○此會社ハ諸訴訟嘆願等ヲ官廳ヘ差出ス節タリヒ其社号ヲ用フヘシ○此會社ニテ取締役ヲ撰舉シ取締役ノ衆議ニテ其内ヨリ頭取并副頭取支配人其外ノ役人ヲ任シ夫々ノ勤向ヲ取極メ約定ヲ設ケ罰金ヲ定メ便宜ニ應シテ褒貶進退ヲナシ又ハ他人ヲ撰ミテ其任ニ代ラシメ此條例ヲ守リテ爐機ノ取計ヒヲナシ以テ會社ノ商業ヲ營ミ約定手形。爲替。爲替手形其餘貸借證書ノ取引ヲナシ預リ金ヲ請取り爲替金正金地金ノ賣買ヲナシ請人引當ニテ金ヲ貸シ又此條例ニ從ヒテ紙幣ヲ發行シ之ヲ通用セシムルヲ得ヘシ○右ノ取締役ハ衆議ニテ手限りノ申合セ規則ヲ設クル事勝手タルヘシ尤モ此條例ニ齟齬スルヲナカレ右ノ申合規則ニ從テ元金讓リ渡ノ法ヲ定メ取締役ヲ撰任シ役人ヲ命シ所有ヲ讓リ渡シ業ヲ營ナム事ヲ取極ムヘシ其餘會社取建ノ義ニ付此條例中ニテ許シタル特典モ亦コノ申合規則ニ從テ施行スヘシ○右ノ會社ノ用向ハ兼テ創立證書ニ記載シタル場所ノ公鋪即チ會社ノ店ニ於テ取扱フヘシ

第九條

(シ) 凡ノ紙幣會社ノ事務ハ取締役五人以上ニテ決議スヘシ此中一人頭取タルヘシ

右取締役人中四分ノ三ハ右會社創立ノ地ニ一年ノ間ハ是非ヒ在任シ其翌年取締役撰舉ノ節餘人ヲシテ其任ニ代ラシムヘシ

凡ソ會社ノ取締役ハ元金ノ十株ハ是非ヒ所持スヘシ

取締役ハ撰任ノ節ニ誓詞ヲナシ凡ソ會社ノ事務ヲ所置スルニ當リテハ力ヲ盡シテ廉直公平ニナスヘキ事ヲ述ヘ此條例中ノ趣意ヲ違背イタス敷間所持ノ株數ハ已レノ姓名ヲ以テ會社ノ帳面ニ書載セタルニ相違ナク又此株ハ借

金ノ書入レニハ決シテ致シ置サル趣ヲ述フヘシ○右ノ誓詞ハ當人添書ヲナシ立合ノ役人コレニ奥書ヲ添ヘタル上ニテ之ヲ紙幣頭ヘ差出ス紙幣頭ハ之ヲ寮中ノ公書綴込ミニ入レ預リ置クヘシ

第十條

凡ソ紙幣會社ノ取締役ハ最初撰任ニ應シテ其役ヲ勤ムル時ヨリ後任ノモノ之ニ代ル迄ハ其職ヲ離ル、可ラス
右後任ノモノ撰舉ノ義ハ毎年正月中某日ニ行フヘシ其定日ハ會社定款ニコレヲ記載スヘシ○右ノ撰舉ニテ取締役トナリタル者ハ翌年ノ撰舉ニテ後任ノ者其勤ヲ請繼ク迄一ケ年其職ヲ奉スヘシ

若シ此取締役ノ中ニコノ條例ニ定メタル株數ヲ失フニ付退役スル歟又ハ其他ノ事情ニテ退役スル事アラハ空位トナスヘシ

取締役ノ議席ニテハ此空位ヲ後任ノ撰舉マテ權リニ某ノ人ニ任シテ此席ヲ填メ翌年ノ撰舉ヲ待ツヘシ

若シ差支アリテ定期ニ臨ミ取締役ノ撰舉ヲ行ハサル事アリト會社ヲ分散スルニ及ハス但シ定期後ニテモ日限ヲ取極メ三十日前ニ遍ク之ヲ公布スヘシ

若シ會社定款中ニコノ撰舉ノ定日ヲ取極メ置サル歟或ハ定日ニ撰舉ヲ行ヒ難キ時ハ取締役ノ議席ニテ申合規則中ニ別ニ定日ヲ取極メ置ヘシ○若シ取締役等コノ定日ヲ取極ムル事ヲ怠タル時ハ三分二以上ノ株主等之ヲ取極メテ差支ナシ

第十一條

此取締役撰舉ノ節並ニ株主等ノ集議ニテ件々議論ヲ評決スル節ハ株主ハ一株ニ付一説宛ヲ出ス事ヲ得ヘシ

株主ハ委任狀ヲ所持スル上ハ他人ノ名代トシテ説ヲ吐ク事勝手タルヘシ○然レトモ其會社ノ役人書記會計方帳面

紙幣條例

方ハ名代ヲ勤ムル事ヲ得ス○又株主タリハ株引當ニ借金ヲナシタルモノハ説ヲ吐ク事ヲ許サ、ルヘシ

第十二條

此紙幣會社ノ元金ハ百圓宛ヲ以テ一株トナシ所有ノ品同様ニ心得會社ノ帳面ニ引合ヒ讓渡ス、勝手タルヘシ其手續ハ申合規則或ハ定款中ニ記載スヘシ○右ノ讓渡ニテ株主トナルモノハ其株數ノ多寡ニ應シ前株主同様ノ修理ヲ蹈ミテ之ヲ受續ク事ヲ得ヘシ併シ此株主代リタルトテ會社定款ノ趣意ヲ變革スヘカラス

會社ノ株主ハ誰彼ノ別ナク其會社ノ諸約定諸借財向ニ付テハ假令自己ノ株金割合以上タリハ都テ株高ニ割り付之ヲ引請ヘキ事ト定ムヘシ

若シ會社ノ株主等此條例ノ趣意ニ背キテ公明ノ目的ヲ失ヒ陰カニ其元金ヲ他用ニ供スル事アリテ露顯ニ及ハ、紙幣頭ハ何時タリハ開店免狀ヲ取上ル權アルヘシ

第十三條

此紙幣會社ハ其定款ニ隨ヒ追々ト會社元金ノ高ヲ増加イタシテ差支ナシ是ハ此條例ニテ至當ノ事ナリトスヘシ○但シ會社定款中ニ此元金増加ノ限ヲ加フル事ハ紙幣頭コレヲ定ムヘシ且其増金ノ惣高ヲ集メ其趣ヲ紙幣頭ヘ申立紙幣頭ノ承認ヲ得ル迄ハ右ノ増金ヲ公然トスル事ヲ得ス

會社ハ又三分二以上ノ株主等ノ説ニ從ヒ元金ヲ減少スル事ヲ得ヘシ但シ此條例ニテ取定メル高ヨリ以下ニハ減少可ラス又コノ減少ノ義ニ付紙幣頭ヘ申立其承認ヲ得ル迄ハ減少ノ手續ニ取掛ルヘカラス

第十四條

此紙幣會社ハ開店ノ免許ヲ得業體ニ取り掛ル前ニ少ナクハ其元金ノ五割^{半高}なりハ是非^ハ之ヲ會社ニ入金スヘシ○

扱其元金ノ殘金ハ少ナクモ總高ノ一割宛ヲ目賦ト定メ紙幣頭ヨリ開店ノ免許ヲ得タル日ヨリ一ヶ月ノ末ニ至リ其月賦ヲ入金シ初ムヘシ○右月賦入金ノ義ハ會社ノ頭取又ハ支配人ヨリ誓詞ヲ以テ紙幣頭ヘ請合フヘシ

第十五條

此紙幣會社ノ株主等ハ右ノ月賦ヲ入金スル事ヲ怠ル事アラハ會社ノ取締役ヨリ右不正ノ株主カ所持セル株ヲ競賣ニ出シテ苦シカラス尤モ一ヶ月前ニ布告スヘシ且ツ右ノ株ハ高直ヲ入レタルモノハ賣渡ス事當然ナリ併シ下直ノ入札タリトモ株ノ金高ヘ布告並ニ賣拂ヒノ入用ヲ加ヘタル高ヨリ廉ニハ賣拂フ間敷事ナリ○右ノ株ヲ賣リ其元金入用ヲ差引キ過金アラハ假令聊タリモ其不正ノ元株主ヘ渡シ遣ハスヘシ若又此株ヲ競賣ニ出シ其元高ニ布告並ニ賣拂入用ヲ加ヘタル高ニ買取ル人ナキ時ハ右ノ不正ノ株主ヨリ前以テ入金シタル高ヲ會社ニ没入シ其株ハ取扱人ノ差圖ニ從ヒ此没入ノ日ヨリ六ヶ月中ニ賣拂フヘシ其時ニ至リテモ矢張買人ナキ時ハ其株ヲ消シ會社元金ノ内ヨリ其丈ノ高ヲ減スヘシ○此株消ニ付元金ノ高減少シ條例ノ定メ高ヨリ少高トナル事アラハ株消ノ日ヨリ三十日ノ内ニ定メ高ノ通りニ増金ヲナスヘシ○若此義ヲ怠ル時ハ此條例第五十條ノ趣意ニ從ヒ會社鎖店ノ義ヲ引受人ヘ申渡スヘシ

第十六條

此紙幣ノ會社ハ「バンク」ノ業體ヲ初ムルニ付條例通りノ手數ヲナシタル後愈々開店スヘキ免許ヲ得ル前ニ大藏省ノ出納寮ヘ大日本政府ノ姓名記載公債證書ヲ預クヘシ其高ハ入金元金ノ三分一ヨリ少カラサルヘシ此公債證書ハコノ條例ノ規則ニ從ヒ其會社ヨリ發行スヘキ紙幣ノ引當トナスヘキモノナレハ出納頭髓ニ之ヲ預ルヘシ○若此中ニ利息札付公債證書アラハ大藏卿ハ之ヲ取上ケ同金高ノ姓名記載公債證書ヲ渡スヘシ尤モ證書ヲ替ユル而已

紙幣條例

ニテ其金高並ニ利息ノ割合又ハ通用方ニ於テハ更ニ替リタル事ナシ○會社ニテ元金高ヲ入金シ畢リテ增高ヲナス時ハ其入金高ノ内ニテ少ナクモ三分一ハ之ヲ公債證書ニテ出納頭ニ預クヘシ○但シ其會社ヨリ發行シタル通用紙幣ヲ紙幣頭へ返納シテ此公債證書ヲ取戻シ或ハ公債證書ノ預ケ高元金ノ三分一ヨリ過分ニテ未タソレ丈ノ紙幣ヲ請取ラサルニ付右預ケ金ノ過分ヲ取戻シ以テ會社ノ元金ヲ減シ或ハ其會社ヲ鎖店シ又ハ分散スルトモ更ニ此條例ニ於テハ妨ケトナル事ナシ

第十七條

此條例ニ從ヒ紙幣會社ノ證書ヲ紙幣頭ノ手ニ出シ其元金ノ五割ハ既ニ會社ニ入金シ又其開業前ノ手數ハ此條例ノ通りニ相濟ミタル趣ヲ申立ル時ハ紙幣頭ハ篤ト其會社ノ狀實ヲ檢査シテ元金トシテ會社ニ入金シタル金高。其會社取締役等ノ姓名宿所。株數並ニ株主ノ正不正。其外開業前ノ手數ハ十分ニ相濟タルヤ否ヲ實驗スヘシ○又其會社ハ此條例ニ從ヒ「ハンク」^(三)ノ業體ヲ始ムルニ付更ニ不都合ナキ爲トシテ取締役等ノ誓詞並ニ頭取及ヒ支配人等ノ請合證書ヲ紙幣頭へ出スヘシ

第十八條

紙幣頭ハ紙幣會社ニ開業免狀ヲ與フル前ニ密使ヲ出シ其會社ノ狀實ヲ探察セシメ開業ヲ許シテ更ニ不都合ナキ判然タル實證ヲ得ハ自筆官印ノ開業免狀ヲ其會社ニ與ヘシ此免狀ニハ右ノ會社ハ此條例ヲ履行シテ開店前ノ手數ヲナシ畢ルニ付會社ノ商業ヲ開キテ苦シカラサル趣ヲ記載スヘシ○會社ハ又此開業免狀ヲ少ナクモ六十日ノ間ハ之ヲ世上へ公布スヘシ

第十九條

紙幣會社ヨリ差出スヘキ公債證書ハコノ條例ニ從ヒ大藏省出納頭ニ預ケ置クヘシ是ハ會社ノ信ヲ表スル爲ニ差出スニ付之ヲ取扱ヒタル會社ノ支配人其公債證書ヘ一々心覺ヲ書記シ其姓名ヲ記シ置ヘシ又會社ヘ遣ハス請取書ハ出納頭或ハ其筋ノ役人ヨリ之ヲ差出スヘシ尤此請取書中ニ此公債證書ハ會社ヘ相渡スヘキ通用紙幣ノ引當トシテ慥ニ之ヲ預ル趣ヲ記載スヘシ

此公債證書預ケ方等ニ付紙幣頭ノ連印ナキ間ハ出納頭ノ單印ヲ以テ証據トスルニ足ラザル事ト定ムヘシ

紙幣頭ハ其寮中ニ計帳ヲ開キ會社ノ爲メニ出納頭ニ預ケタル公債證書ノ高其社号姓名等ヲ明細ニ記スベシ

第二十條

紙幣頭ハ前文ノ如ク出納頭ト預リノ公債證書ヲ示シ調印ヲ申込ム時ハ之ニ連印ヲ加ヘ簿冊ニ記スヘシ○紙幣頭ハ右ノ公債証書ヲ預リタル^(違)ヲ檢査スル爲ニハ何時タリトモ公務取扱ノ刻限中ハ出納頭ノ簿冊ヲ改メ引合スヘシ○出納頭モ亦紙幣頭ノ簿冊ニ相達ナキカ之ヲ檢査スル爲ニ何時タリトモ公務取扱ノ刻限中ハ紙幣頭ノ簿冊ヲ改メ引合スヘシ○出納頭ノ手ニ預リタル公債証書ノ金高並ニ約定向ヲ承知スル爲ニ紙幣頭ハ何時タリ^(ト)モ其證書ヲ引合スヘシ

第二十一條

紙幣會社ハ出納頭ニ公債證書ヲ預ケタル上ニテ紙幣頭ヨリ各種金高ノ通用紙幣ヲ請取ルヘシ尤モ此紙幣ニハ會社ノ頭取並支配人次條ノ規則ニ從テ之ニ調印スヘシ○此會社ヘ渡スヘキ紙幣ノ高ハ何様ノ事アリモ出納頭ニ預ケタル公債證書ノ金高ノ上ニ出スヘカラス

第二十二條

紙幣條例

紙幣條例

此條例ニ從フテ紙幣會社ヨリ發行スヘキ通用紙幣ノ總高ハ一億萬圓ヲ過サルヘシ

通用ニ便宜タルヘキ紙幣ヲ製スルニハ紙幣頭ハ大藏卿ノ命ヲ奉シ權ヲ有シ都テ鑄造ノ弊害ヲ豫防スルニ手段ヲ盡シテ版板ヲ彫刻セシメ之ヲ摺立ヘシ其金高ハ一圓二圓五圓十圓二十圓五十圓百圓五百圓ト定メ會社ノ望ニ應シテ此員數ノ内ヲ摺立テ遣ハスヘシ○此紙幣ノ表面ノ上半ニハ此紙幣ノ引當トシテ日本政府ノ公債證書ヲ大藏省出納寮ニ預リ置タル趣ヲ記載シ出納頭並ニ記錄頭之ニ名印シ大藏省ノ印ヲ鈐スヘシ又其下半ニハ會社ノ地名社号ヲ掲ケ此紙幣持參ノ人ニハ何時タリモ正金ヲ相渡スヘキ旨ノ約定ヲ記シ其頭取或ハ副頭取並ニ支配人之ニ名印ヲ加フヘシ(トル)

○又此紙幣ノ裏面ニハ政府ノ法則ニ從フテ大藏卿ヨリ命シタル通りノ文言ヲ記載スヘシ但シ會社ヘ渡スヘキ紙幣中五圓以下ノ紙幣ハ總高ノ五割ヨリ多カラサルヘシ

第二十三條

紙幣會社ノ頭取或ハ副頭取並ニ支配人等右ノ紙幣ニ名印セシ上ハ持參人ノ望ミニ任セテ何時ニテモ正金ヲ以テ引替ユヘキ預リ金券ニ同シケレハコノ紙幣ヲ正金同様ニ通用セシムヘシ○此紙幣ハ日本國中何地ニ於ニモ眞價ニ通用シ租稅運上地稅其外政府ヘ差出スヘキ上納金ニ用ヒ正金同様ニ政府ニ於テ之ヲ請取ルベシ但シ輸出入稅ニハ之ヲ請取ラス○又日本政府ヨリ渡スベキ俸給並ニ諸拂方ニモ亦此紙幣ヲ正金同様ニ用フベシ但シ公債ノ利息並ニ元金拂ニハ之ヲ用フ可ラス

此條例ニテ許シタル紙幣ノ外ハ何レノ會社タリトモ預ケ金券金札等ニテ正金同様ノ通用ヲナス手形類ヲ發行スヘカラス

第二十四條

紙幣會社ヨリ發行シタル紙幣中ニ磨滅敗裂ニ及ヒ通用シ難キ紙幣ハ紙幣頭之ヲ請取り其敗裂ノ狀ヲ檢シ其代リトシテ新紙幣ヲ其會社ヘ渡スヘシ

右ノ磨滅敗裂ノ舊紙幣ハ紙幣頭ノ設ケタル規則ニ從フテ簿冊ニ其趣ヲ書込ミ又引替濟ノ後四人立合ノ上ニテ燒捨ヘシ此四人トハ大藏卿ノ立合一人紙幣頭ノ立合一人出納頭ノ立合一人并ニ會社ノ立合一人ナリ尤此燒捨ノ手續ハ大藏卿ノ命ニ從フテ規則ヲ定ムヘシ

右ノ^(目)白紙幣燒捨ニ付立合タル四手ノ人々ハ紙幣頭ノ簿冊中ヘ右燒捨ノ證書ヲ認メ調印スヘシ但シ其扣ノ方ハ旧紙幣ヲ差出シタル會社ヘ渡スヘシ

第二十五條

出納寮ニ公債證書ヲ預ケタル紙幣會社ハ毎年一度宛<sup>數度ニテモ
差支ナシ</sup>出納寮ニ至リテ其國債證書ヲ取調ヘ紙幣頭ノ

簿冊並ニ會社ノ簿冊ヘ引合セ相違ナクハ其會社ヨリ出納頭ニ書面ヲ出スヘシ此書面ニハ公債證書ノ明細ヲ掲ケ金高ヲ記シ此書面調印ノ日ニ出納頭ノ手ニ預リタルニ相違無之趣ヲ記載スヘシ

右ノ取調ヲナスヘキ會社ノ役人書記等ハ會社ヨリ調印ノ委任狀ヲ持參スヘシ但其者ノ調印シタル書面ハ其會社ノ頭取或ハ支配人ノ調印ト同様ノ條理アルヘシ○右ノ書面扣ヘノ方ニハ出納頭調印ヲナシテ之ヲ會社ニ渡スヘシ

第二十六條

發行紙幣ノ引當テトシテ紙幣會社ヨリ出納頭ニ預ケ置タル公債證書ハ元ヨリ信ヲ表スル爲ナレハ其紙幣返納濟ト成ル迄ハ慥ニ之ヲ預ケ置クヘシ○右ノ如ク出納頭ニ預ケタル公債證書ニ加フヘキ年々ノ利息ハ其會社之ヲ請取

紙幣條例

リ自用ニ供スルノ權ヲ得ヘシ○然レモ若シ其會社ニテ紙幣引替方ヲ怠ル時ハ直ニ此權ヲ差止メ利息ヲ渡サヘルヘシ

若又出納頭ニ預ケ置タル公債證書ノ市中賣買相場下落シ右ヲ取當^(引)トシテ相渡シタル紙幣ノ金高ヨリ下ル時ハ紙幣頭ヨリ其會社ヘ達シ右相場下落中ハ不足ノ金高ヲ公債證書或ハ正金又ハ金札ヲ以テ間金トシテ出納頭ニ増預ケヲナサシムヘシ

若又會社ヨリ別種ノ公債證書ヲ持參シ先前預ケ置タル公債證書ト取換度趣ヲ申出ハ紙幣頭篤ト之ヲ考察シ取換ヘ遣ハシタルトテ日本政府ノ害ト成サルヘシト見据ハ兼テ大藏卿ヨリ得タル承認ニ任セ紙幣頭ヨリ右取換ノ義ヲ許スヘシ又會社ヨリ千圓以上ノ紙幣ヲ持參シ之ヲ返納シテ兼テ預ケ置タル公債證書ノ内ヲ取戻シ度趣ヲ申立ハ紙幣頭ハ之ヲ承認スヘシ但シ公債證書ノ殘高ハ其會社ノ發行紙幣高ト同額タルヘシ又其殘高ハ此條例ニテ取極リタル高ヨリ少カラサルヘシ

第二十七條

此條例ノ前條ニ定メタル紙幣ニ名印スヘキ官員ヲ除クノ外何等ノ官職ヲ奉スル人タリトモ通用紙幣ニ名印シテ之ヲ會社、商會又ハ庶人ヘ相渡スヘカラス若シ此ヲ犯シタル官員アラハ國法ニ從ツテ之ヲ罰スヘシ

第二十八條

左ノ條々ニ付紙幣會社ニ於テ地面ヲ買ヒ之ヲ預リ或ハ之ヲ賣渡ス事ハ聊法則ニ背クトスヘカラス

第一 會社ノ商業ヲ營ムヘキ家屋等ヲ取建ル爲ニ緊要ナル地面

第二 借財向ノ引當トシテ質物ニ預リタル地面

第三 右借財向ノ約束日切レトナリテ彼方ヨリ返金ノ代リトシテ引渡シタル地面

第四 官廳ノ決斷ニテ賣拂ヒト定マリタル地面並ニ會社ヘ質入レ流込トナリタル地面或ハ會社ヘノ借財向返

金ノ爲ニ賣ニ出シタル地面

右ノ條々ヲ除クノ外會社ニ於テハ如何ナル時宜タリト地面ヲ買込ミ之ヲ所持スヘカラス

第二十九條

紙幣會社ニ於テ世間ノ商人商社商會其外ヘ貸附ヘキ高ノ制限ハ何事アリト一口ニ付元高現額ノ十分一ヲ限トスヘシ○但シ慥カナル爲替手形又ハ商賣上ノ取引ニテ僅カノ時限中商人商社商會等ヨリ會社ヘ借金ト成リタル分ハ右ノ貸付高ノ内ヘ算スルニ及ハス

第三十條

紙幣會社ニ於テ貸附タル金額或ハ爲替手形或ハ其餘ノ借財手形ヘハ相當ノ利息ヲ命シ之ヲ請取リテ差支ナシ但シ其利息ノ割合ハ現時一般ニ行ハルヘ制限ヲ超ユヘカラス

若又地方ニヨリテ利息割合ニ一般ノ制限ナキ所ナラハ會社ハ便宜ニ從ヒ利息ノ割合ヲ取極ムヘシ但シ一步合一以上ヲ過サルヘシ且ツ此利息ハ諸手形。爲替手形並ニ貸金等ヲ出シタル當日ヨリ算シ其利息ヲ前拂ニ引去テモ差支ナシ

若又會社ノ私慾ヲ以テ一般ノ制限ヨリ以上ノ高利ヲ取立タル事露顯ニ及ハ、右ノ手形或ハ借財ノ證文面ニテ拂フヘシト約シタル利息ハ盡ク之ヲ取上ルヘシ

若又高利ノ事露顯ニ及フ時ハ右ノ利ヲ拂ヒタル人利息ニ一倍ノ高ヲ會社ヨリ取返ス事ヲ得ヘシ○但シ此所置ハ

紙幣條例

右ノ曲事ヲナシタル時ヨリ二ケ年ノ内ヲ限トスヘシ

然レ共爲替手形等ニテ會社ヨリ他所ヘ爲替ニ組ム時ニ當リ平常ノ利息ノ上ニ即日拂ノ利息ヲ加フル事ハ不得止
コトナレハ高利ヲ命シタルト同一ニ看做ヘカラス

第三十一條

此條中ニ記シタル府港ニ於テ創立スル紙幣會社ハ其發行紙幣並ニ預リ金ヲ合算シタル高ノ二割五分ハ準備金トシテ是非トモ正金ヲ以テ會社ノ庫中ニ貯ヘ置ヘシ○其余ノ地ニ創立スル會社ハ其發行紙幣並ニ預リ金ヲ合算シタル高ノ一割五分ハ準備金トシテ是非_{トモ}之ヲ正金ニテ會社ノ庫中ニ貯ヘ置ヘシ

若又此條中ニ記シタル府港ノ會社ノ準備金二割五分ニ足ラス又其余ノ會社ノ準備金一割五分ニ足ラサル時ハ其準備金高ヲ此條例通りニ貯フル迄ハ即日拂ノ爲替手形ノ外一切ニ貸付或ハ爲替等ヲ新規ニ致スヘカラス又會社ノ利益金ヲモ分割スヘカラス○但シ左ニ記シタル府港ニ於テ諸郡邑ノ會社發行ノ紙幣ヲ引受テ正金ニ引替ユヘキ會社ヲ設兼テ其會社ニ引替金ヲ預ケ置_ツアリ此預ケ金高ヲ右ノ一割五分ノ内ニ算シテ差支ナシ尤モ其高ハ一割五分ノ五分ノ三ヲ限トスヘシ此府港ハ

東京 西京 大坂 横濱 長崎 兵庫 新潟 箱館 ト定ムヘシ

若又會社ノ準備金前條ノ定メ通りヨリ少ナキ儀判然タル時ハ右ヲ増加スヘキ事ヲ紙幣頭ヨリ會社ヘ申達スヘシ
○此儀ヲ紙幣頭ヨリ申達シタル後三十日ヲ過テモ猶右ノ會社ニ於テ準備金ノ増加ヲ等閑ニ致ス事アラハ紙幣頭ハ此條例ノ取極ニ從ヒ右ノ會社ノ業體ヲ差止メ引請ケ人ヲ命スヘシ

第三十二條

前條ニ記シタル府港ニ創立スヘキ紙幣會社ハ紙幣頭ノ許可ニヨリテ東京並ニ大坂ニ各々一會社ヲ取設ケ各會社發行紙幣ヲ其會社ニテ正金ニ引替ヘシ

右ニ付諸會社ヨリハ其準備金ノ半額ヲ正金ニテ東京又ハ大坂ニ貯ヘ置ヘシ

又前條ニ記サ、ル地ニ創立スル諸會社ハ紙幣頭ノ許可ニヨリテ前條ノ府港中何ノ地ニテモ一會社ヲ取設ケ各會社ノ發行紙幣ヲ其會社ニテ正金ニ引替ユヘシ

紙幣頭ハ右ノ諸會社ニテ紙幣引替ノ爲ニ取設ケタル會社ノ名並ニ其會社ニテ致スヘキ紙幣ノ手續ヲ世上ニ公布スヘシ

若又會社ニテ此引替會社ノ取設ケヲ怠ル歟或ハ其紙幣ヲ引替ル事ヲ怠ル時ハ紙幣頭其確證ヲ得シ上ニテ此條例ノ取極ニ從ヒタル手續ヲ以テ其業體ヲ差止メ引請人ヲ命スヘシ

但シ此條ニ取極メタル事ハ諸會社ノ店ニ於テ其發行紙幣ヲ正金ニ引替フル事ヲ妨碍スルニアラス夫ハ素ヨリ差支ナクナスヘキ事ナリ

但シ又諸會社ハ其會社ノ勘定向ニ付他ノ紙幣會社ノ紙幣ヲ正金同様ニ請取ルヘシ

第三十三條

紙幣會社ノ取締役ハ毎年兩度ツ、會社ノ利益高ヲ正算シ公平ニ之ヲ分割スル事ヲ公告スヘシ○諸會社ハ右ノ分割ヲ公告スル前ニ其利益金ノ十分一ヲ除キ去リテ積金トシ元金ノ二割ニ至ル迄ハ之ヲ元金ノ增高ニ加フヘシ

第三十四條

紙幣會社ハ一ケ年中五度以上其會社商業ノ實際報告ヲ紙幣頭ニ差出スヘシ其報告ノ文例ハ紙幣頭ノ指圖ニ從ヒ

紙幣條例

紙幣條例

會社ノ頭取或ハ支配人之ニ誓詞ヲ加ヘテ保證シ又少ナク^三三人以上ノ取締役之ニ連印スヘシ○此報告ハ出入貸借ノ簡條ヲ別チ紙幣頭ヨリ指圖アリシ日マテノ會社ノ出入貸借ノ高ヲ記シ右ノ達ヲ落手シタル日ヨリ五日ノ内ニ之ヲ紙幣頭ヘ差出スヘシ○此報告ノ寫ヲ其地ノ新聞紙又ハ他ノ手續ヲ以テ之ヲ刊行シテ公告スヘシ○此報告ノ刊行見本ノ檢査ハ紙幣頭ノ指圖通りニ之ヲ差出スヘシ」紙幣頭若シ此實際報告ヲ得猶十分ニ詳^(悉)悉ナル實際ヲ知ル事ヲ緊要ナリトセハ尙別段報告ヲ出サシムルノ權アルヘシ

若右ノ報告ヲ差出ス事ヲ怠ル會社アラハ五日ノ間ハ是ヲ猶豫スヘシ五日ノ外ニ出ル時ハ一日ニ付百圓宛ノ罰金ヲ取立ヘキ罪科ナリトスヘシ○若又紙幣頭ヨリ此罰金ヲ申付タル時之ヲ差出ス事ヲ等閑リ或ハ差拒ミタル會社アラハ其會社ヨリ引當トシテ兼テ預リ置タル公債證書ノ利息中ニテ紙幣頭ノ公達ニ任セ出納頭ノ手ニテ之ヲ引去ルヘシ

○此罰金類ハ之ヲ大藏省ニ收ムヘシ

○會社ヨリ公告シタル利益金ノ割高並ニ餘分ノ積金高ヲ紙幣頭ヘ報告スヘシ此報告ハ右割合ヲ公告シタル日ヨリ十日ノ内ニ差出シ其會社ノ頭取或ハ支配人ノ誓詞ヲ以テ保證スヘシ○此條ヲ遵奉スル事ヲ怠ル時ハ其會社ハ前條同様ノ罪科ニ屬シ罰金ヲ差出スヘシ

第三十五條

紙幣會社ハ其元金ノ株ヲ引當テニ取りテ貸金ヲナス可ラス又此般ノ株ノ買手或ハ株主トナルヘカラス但先前ヨリ約束ノ貸金滞リテ會社ノ損失トナル事アラハ此株ヲ引當ニ取りテモ買取リテモ止ヲ得サルヲ以テ格別ノ事トスヘシ○右ノ如ク買取タル株ハ其買取ノ時ヨリ六ヶ月ノ内ニ公賣ニテモ私賣ニテモ便宜ニ任セテ速ニ之ヲ賣拂フヘ

シ若是ヲ怠ル時ハ會社ノ業體ヲ差止メ鎖店ノ令ヲ下シ引請ケ人ヲ命スヘシ

第三十六條

凡ソ紙幣會社ハ如何ナル事機タリトモス^(又)如何ナル手段アリトモ現ニ入金シタル元金高ヨリ以上ノ借財ヲナシ又ハ引請ケヲ爲ス可ラス○但シ次件ノ事故ハ此例ニ非ス其事故ハ

第一 發行紙幣ノ事故

第二 會社ノ預リ金或ハ準備金ニ付テノ事故

第三 會社ノ預リ金爲替手形或ハ證文金ヲ現ニ正金ニテ渡スヘキ事故

第四 會社ノ利益金ヲ分割スルニ付其株主等ノ責ニ應スヘキ事故

ヲ云ナリ

第三十七條

紙幣會社ハ其元金ヲ募リ或ハ其商業ヲ經營スル金額ヲ得ル爲ニ其發行紙幣ヲ引當又ハ質物トナスベカラズ假令如何ナル處置ヲ以テ施ストモ不正^(タ)クルベシ

第三十八條

紙幣會社ハ其商業ヲ引續キテ經營スル間ハ其利益金分割ノ事故或ハ自餘ノ狀實ニ托シ其元金ノ内ヲ引去ルヘカラス

若又會社ノ損毛高現時會社ノ庫中ニアル利益高ト同額ナル歟又ハ其以上ナル時ハ其利益金ノ分割ヲ見合スベシ
○會社ハ又其商業ヲ經營スル間ハ現時會社ノ庫中ニアル利益金ノ實額ヨリ以上ノ高ヲ分割スヘカラス須ラク是ヲ

紙幣條例

紙幣條例

以テ會社ノ損毛並ニ滯リ貸金ノ補トナスベシ

會社ヨリ貸附金ノ元金並利息トモ相滯リテ六ヶ月ノ期限ニ及ビ尙返濟方ニ至ラサル分ハ此條例ニテ都テ滯リ貸金ト名クヘシ尤モ其引當物慥ナルカ又ハ之ヲ返辦スヘキ手續ニ及フ貸金ハ此例ニ非ス

但シ此條例第十三條ニ記シタル會社ノ元金ヲ減少スル義ハ此條中ノ廉ニ關係スルニ非ス

第三十九條

紙幣會社ハ貸附金ヲ渡シ。爲替手形ヲ買入レ。預リ金ヲ渡スニ當リ現時引替ガタキ程ノ紙幣ヲ渡シテコレヲ通用セシムル可ラス○正金ヲ以テ其紙幣ヲ引替サル會社ノ發行紙幣ハ諸會社ニ於テ擅マ、ニ之ヲ引替ユル事ナカレ又之ヲ通用セシムル事ナカレ

第四十條

紙幣會社ノ頭取並ニ支配人ハ其會社ノ諸株主等ノ姓名宿所並ニ銘々所持ノ株數ヲ明細ニ記シタル表ヲ製シ常ニ其商業ヲ取扱フベキ用所ヘ備ヘ付ケ置ベシ○此表ハ諸株主並ニ預ケ金主或ハ租税頭ノ命ヲ帶ビ税額ヲ定ル威權アル役人ハ右ノ用所ニ來リテ會社處務ノ刻限中ハ何時タリトモ此表ヲ檢査スルヲ得ベシ○此表ハ毎年七月一日ニ其寫ヲ認メ頭取或ハ支配人ノ誓詞ヲ以テ保証シ之ヲ紙幣正^(証)_(頭)ヘ差出スベシ

第四十一條

紙幣會社發行ノ紙幣ヲ摺立ル爲ニ用フヘキ版板並ニ繪ノ具ハ都テ紙幣頭ノ管轄タルベシ尤モ此紙幣摺立ノ入費及ビ寮中ノ費額ハ此條例ニ從テ會社ヨリ取集ムベキ租税中ヨリ仕拂フベシ

各會社ハ毎年七月十二月ノ兩度ニ出納頭ニ左ノ税額ヲ收ムベシ

明治 年 月以來半年毎ニ其會社ノ發行紙幣平均高ノ五厘 百分一 千圓ニ

半年毎ニ預リ金平均高ノ二厘五毛 百分一ノ 千圓ニ付 四分一ノ 二圓半

同半年毎ニ會社ノ元金中公債證書ニ引替サル分ノ平均高ノ二厘五毛 百分一ノ 千圓ニ付 四分一ノ 二圓半

若會社ニ於テ右ノ稅額ヲ收ムル_一ヲ怠ル時ハ一般ノ稅法ヲ以テ之ヲ取立ルベシ或ハ又會社ヨリ預ケ置タル公債證書ニ附ヘキ利息中ヨリ右ノ稅額ヲ出納頭ノ手ニテ引去ル_一ヲ得ベシ紙幣會社ノ職務トスベキ事ハ毎年正月一日並ニ七月一日以來十日ノ内ニ其頭取或ハ支配人ノ誓詞ヲ以テ出納頭ニ報告ヲ差出スベシ其文例ハ出納頭ヨリ申付ベキ書體ニ從ヒ其會社ヨリ發行シタル紙幣ノ平均高其預リ金ノ平均高並ニ公債證書ニ引替サル元金ノ平均高ヲ記載スベシ尤モ正月及ビ七月ヨリ以來六ヶ月宛ノ報告ナリ○若此報告ヲ怠リタル會社アラバ日本政府ヘ二百圓ノ罰金ヲ差出スベシ尤モ此罰金ハ右ノ會社ヨリ出納頭ニ預ケ置タル公債證書ノ利息中ヨリ引去リテモ差支ナシ或ハ又出納頭ノ望ニ隨ヒ一般ノ罰金ノ法則ヲ以テ取立ル_一ニ差支ナシ○右ノ怠アル時ハ其會社ノ稅額ハ最先紙幣頭ヨリ渡シタル紙幣ノ高ニ割合フベシ又預リ金並ニ元金ハ出納頭ノ至當ト思フベキ思考ニ任_(セ)尤モ多キ高ニ割合スベシ諸商會又ハ平人所持ノ會社ノ株ハ其人ノ所有物ト見做シ之ヲ租税中ノ金額ニ加算スルトモ差支ナシ但シ他ノ資本金額ヨリ重キ稅ヲ加フ可ニアラズ

但シ會社所有ノ地面ハ各州郡ノ地稅法ニ從ヒ自餘ノ地面同様ニ其地價ニ割合テ地稅ヲ定ムル_一此條例ニ於テ決シテ議論ヲ容レズ

第四十二條

紙幣會社ハ三分二以上ノ株主ノ說ニ從フテ之ヲ分散シ之ヲ鎖店スル事ヲ得ベシ

紙幣條例

紙幣條例

右鎖店ノ議ヲ採用スル時ハ其取締役等ノ決議ニ任セ其會社ノ納取又ハ支配人ヨリ會社ノ印章ヲ以テ其實ヲ紙幣頭へ報告シ又此事實ヲ二ヶ月ノ間東京ノ新聞紙或ハ其他ノ手續ヲ以テ之ヲ公布シ會社鎖店ニ付紙幣ヲ所持スル人ハ之ヲ持參スベシ金ヲ預ケタル人ハ請取ニ來ルベシ鎖店前ニ悉ク之ヲ返辨スベキ趣ヲ世上ニ通達スベシ

右ノ公布ヲナシタル日ヨリ 一年ノ後ハ何時ニテモ其會社ヨリ發行シタル紙幣ノ來タ世上ニ殘在シタル高丈ヲ正金ニテ出納頭ニ差出シ兼テ出納頭ニ預ケ置タル公債證書ヲ取戻スヲ得ベシ○此公債證書ハ此條例中十九條ニ記シタル手續キヲ以テ出納頭ヨリ其會社ニ渡スベシ○是ヨリ以來ハ其會社ノ紙幣ニテ未タ世上ニ殘在シタル分ハ大藏省ニテ引替ヘ會社及株上ハ都テ其責ニ任スル事ヲ免ルベシ

第四十三條

出納頭ハ前條ニ記載シタル鎖店ノ紙幣會社ノ殘リ紙幣引替ノ爲ニ會社ヨリ正金ヲ請取ラバ請取書ヲ二通ニ認メ一通ハ會社ヘ渡シ一通ハ紙幣頭ヘ渡スヘシ其請取書ニハ大藏省ヘ差出タル正金ノ請取ヲ記シ其事故並ニ紙幣引替ノ勘定トシテ會社ノ爲ニ仕拂ヲ立ルベキ旨ヲ掲クヘシ

出納頭ハ右ノ會社ノ紙幣ヲ引替タル度毎ニ之ヲ計算シ會社ノ引替勘定ニ差引ヲ附クヘシ○右ノ如ク引替タル紙幣ハ三ヶ月毎ニ證書ヲ以テ燒捨ヘシ其手數ハ此條例中第二十四條ニ詳カナリ

第四十四條

特例ヲ得テ會ヲ結ビタル「バンク」或ハ爲替會社ハ其社號ヲ其僱用ヒテ此條例ノ趣意ニ從ヒ紙幣會社ノ列ニ加ハル事ヲ許ス○然ル上ハ此條例ニ定メタル會社定款並ニ創立證書ハ右ノ「バンク」又ハ爲替會社ノ取扱人等之ヲ處置スヘシ○此證書ニハ三分二以上ノ株主等ヨリ取扱人ニ命シテ之ヲ取認メサセ其「バンク」或ハ爲替會社ヨリ

紙幣會社ニ轉業シタル旨ヲ記載スヘシ右ノ手數畢リテ後取扱人等ハ紙幣會社通リノ諸書類ヲ施行シ諸手續ヲ履行スヘシ

右ノ「バンク」元金ノ株ハ轉業以前ノ株高ヲ其儘ニ用ヒテ若シカラス又此條例ノ趣意ニ從ヒ取締役ヲ撰任スル迄ハ此迄ノ取扱人ヲシテ取締役ノ任ニ當ツヘシ

紙幣頭ヨリ證書ヲ此「バンク」ヘ與ヘ條例通ノ手數相濟タルニ付商業ヲ始ムル「」ヲ差許ス上ハ此「バンク」ノ特權殊典職務責任並ニ規則ヲ採用遵守スル事等ミナ新ニ創立^(シタ)シタル紙幣會社ト異ナル「」ナカルヘシ

第四十五條

紙幣會社ハ大藏卿ノ差圖ニ從ヒ政府ノ爲替方ヲ勤ムヘシ其規則ハ大藏卿ヨリ兼テ達シアルヘシ○然ル時ハ會社ハ政府ノ會計官員ノ勤同ヲナスト心得ヘシ

大藏卿ハ爲替方ヲ命シタル會社ヨリ十分ノ信トシテ公債證書又ハ其余ノ券書ヲ預リ置ヘシ是ハ會社ニ於テ公ノ貨幣ヲ確實ニ預リ置キ又差支ナク仕拂ヲナシ又政府ノ會計官員トナリ其職掌ヲ正シク勤ムルニ付十分ノ信ヲ表スル爲ナリ

爲替方ニ命セラレタル會社ハ國內ヨリ租税或ハ上納金トシテ政府ヘ納メタル通用紙幣ハ何レノ會社ヨリ發行シタルモノタリト皆差支ナク正金トシテ之ヲ請取ルベシ

第四十六條

紙幣會社ヨリ發行シタル紙幣ヲ例刻中ニ會社或ハ引替會社ニ持參シ相當ノ掛合ニ及ビ之ヲ正金ニ引替シ事ヲ望ミタル時會社ニテ之ヲ拒ム事アラハ其紙幣ノ持主ヨリ之ヲ地方官吏ヘ願ヒ立掛合方ヲ乞フト皆差支ナシ尤モ發行ノ

紙幣條例

會社或ハ引替會社ノ頭取又ハ支配人ヨリ延期ノ義ヲ申入レ引替ヲ望ミタル月日金高竝ニ引替ヲナサ、ル緣故ヲ記シタル書面ニ調印ヲナシ之ヲ紙幣持參ノ人ニ渡サハ官吏ヨリ掛合ヲナスニ及ハス○官吏ハ又願人ノ乞ニヨリテ掛合ヲナシ會社ヨリ右ノ書面ヲ落手セハ其寫シヲ手許ヘ止メ置キ其書面ノ本紙或ハ掛合書ヲ紙幣頭ヘ相廻スヘシ

紙幣頭ハ事實ヲ檢査シ會社ヲ糾問シ愈々ソノ罪ト定ラハ其會社ヨリ紙幣ヲ發行シ或ハ手形ヲ出シ貸シ附金等ノ商業ヲ經營スル事ヲ法ニヨリテ禁スヘシ尤モ其會社ニ屬スル金ヲ請取り之ヲ貯ヘ置ク事ト別段ノ預リ金ヲ渡ス事トハ此例限ニアラス

但シ右ノ紙幣引替ヲ行ハサル地方官廳ノ命ニ出ル趣ノ確證アル上ハ右ノ官吏ハ掛合方ヲナサ、ルヘシ○右ノ引替ザル紙幣ヲ所持ナス者同日ニ一包以上ヲ持出シ掛合ヲ願フトモ官吏ハ一日ノ掛合ヲ一包ト限リ其以上ヲ請取ラサルヘシ

第四十七條

紙幣會社ニテ其發行紙幣ヲ引替ユル事ヲ拒ミタル趣ノ報告ヲ得ハ紙幣頭ハ大藏卿ト議シ特例ノ監督役ヲ命スヘシ此役人ヲ命シタル義ヲ直ニ據其會社ヘ達スヘキ事

此監督役ハ右ノ會社ノ實際ヲ驗シ愈其通用紙幣ヲ指參人ノ望ニ應シテ正金ニ引替ユル事ヲ拒ミタルニ相違ナキ歟ヲ糾問シ速カニ其事実ヲ紙幣頭ニ報告スルノ手ツ、キニ取掛ルヘシ○紙幣頭ハ地方官吏ノ掛合書或ハ監督役ノ報告ニテ某ノ紙幣會社ハ其發行紙幣引替ノ儀ヲ拒ミタル罪アル事ト決セバ其會社ヨリ預リタル公債證書ヲ沒入スル旨ヲ右ノ報告ヲ得タル日ヨリ三十日ノ内ニ申渡シ其公債證書ヲ取上ルヘシ

於此紙幣頭ハ大藏卿ノ差圖ニ任セ凡其會社ノ紙幣ヲ所持スル者ハ引替トシテ之ヲ大藏省ヘ差出スヘキ旨ヲ布告

シ之ヲ大藏省ニテ正金ニ引替遣ハスベシ

大藏卿ハ又右ノ紙幣ヲ引替エル方法竝ニ引替ノ證ヲ保存スヘキ方法ニ付適宜ト思考スル規則ヲ設クルノ權アルベシ○尤モ右引替濟ノ紙幣ハ之ヲ燒捨ベシ

第四十八條

前條ニ記シタル紙幣會社ヨリ沒入セル公債證書ハ之ヲ燒捨テ公債ノ高ヲ減スルモ又ハ東京大坂兩市中ニ於テ競賣ニ出スル大藏卿ノ差圖ニ任スベシ但シ沒入ヲ申渡タル日ヨリ三十日ヲ經タル後ニ之ヲ行フベシ

第四十九條

紙幣頭ハ若シ日本政府ノ爲ニ益ヲ謀ルノ上策ナリト思考セハ右ノ紙幣會社ヨリ沒入シタル公債證書ヲ私賣ニ出シ其代價トシテ正金ニテモ又ハ其會社ノ發行紙幣ニテモ之ヲ請取ルベシ

但シ右ノ公債證書ヲ私賣ニ出ス時ハ眞價ヨリ廉ナル可ラス又其時ノ市中相場ヨリ廉ナルヘカラス

但シ又此公債證書賣拂ノ儀ハ公賣私賣ノ別ヲ論セス此條例ニ記シタル手續ヲ以テ引渡シタルニ非レハ之ヲ施行スヘカラス

第五十條

紙幣會社ニテ其發行貨幣ヲ引替ル事ヲ拒ミタル罪アリト決セハ紙幣頭ハ直チニ引請人ヲ命シ其會社ヨリ適等ノ引當物ヲ取押ヘシムベシ此引請人ハ紙幣頭ノ命ヲ奉シ其會社ノ帳面並ニ各種ノ引當物ヲ取押ヘ其會社ニ屬スベキ諸資金類ヲ取集タル上ニテ地方官廳ニ差圖ニ任セ諸種ノ滞リ資金類ヲ賣拂ヒ時宜ニヨリテハ其會社ノ所有物ヲ賣拂ヒ猶金高不足ナラハ此條例第十二條中ノ定規ニ從ヒ其株主等ヘ迫リテ引受ヲナサシムヘシ○右ノ引請人ハ如此

紙幣條例

取集メタル金ヲ紙幣頭ノ差圖ニ任セテ出納頭ニ差出スベシ且其取計ヒ向手續等ヲ盡ク紙幣頭ニ報告スベシ

紙幣頭ハ新聞紙或ハ他ノ手續ヲ以テ三箇月ノ間世上ニ公布シ凡ソ此會社ヲ相手トシテ控訴スヘキ借財アラハ之ヲ法律通りニ地方官廳ニ訟フヘキ旨ヲ達スベシ

紙幣頭ハ右ノ引請人ノ手ニテ取集メタル金高ヲ以テ地方官廳ヨリ相廻リタル控訴ニテ紙幣頭ノ理アリトセル適正ノ貸方ニ賦當セシムベシ○右ノ處置ヲナシ畢リテ殘金アル時ハ其金高ノ多少ニ拘ラス之ヲ其會社ノ株主等ノ株數ニ賦當シテ割返スヘシ

但シ發行紙幣引替ノ儀ヲ拒ミタル會社其罪ニ伏シ前文沒入ノ處置ヲ受ル事ヲ免レント欲スル時ハ其會社ハ紙幣頭ヨリ監督役ヲ命シタル達シヲ得タル日ヨリ第四十七條ヲ見ルヘシ十日ノ内ニ其地方官廳ニ申立テ暫(タ)ク此處置ノ有免ヲ願フ事ヲ得ベシ○地方官廳ハ右ノ處置有免ノ願ヲ紙幣頭ニ通達シ且ツ其會社ハ發行紙幣ヲ正金ニ引替ユル事ヲ拒ミタル事ナキ實證ヲ地方官廳ヨリ紙幣頭並ニ出張ノ監督役ニ達シ右ノ處置ニ取掛ル一ヲ有免セシムルヲ得ベシ

第五十一條

紙幣會社發行ノ紙幣引替滯ニ付掛合方ノ入費ハ願人ヨリ差出ト雖モ其會社ヨリコレヲ辨スベシ但シ出納頭ニ預ケタル公債證書ノ内ヲ以テ此入費ノ拂方ニ用ユヘカラス

凡ソ會社ノ諸檢査糾問ノ入費ハ皆會社ヨリ之ヲ辨スベシ○引請人ノ諸入費ハ其會社ヘ賦當ノ前ニ引當物ノ金高中ヨリコレヲ拂フベシ

第五十二條

紙幣會社ニ於テ其發行紙幣ヲ引替ユル爲ナラハ格別其余ハ都テ其會社ノ手形證券爲替手形借用證文ヲ譲渡ス可

ラス預リ金ヲ再預^(ス)ケヘカラス質物引當ノ地面等ヲ讓渡ス可ラス諸會社或ハ株主又ハ諸人ヨリ正金地金並ニ貴重ノ物件ヲ預ルヘカラス

第五十三條

紙幣會社ノ取締役タル者猥リニ此條例ニ背キ或ハ會社ノ役人等ヲシテ猥リニ背カシムルヲアラバ凡ソ此條例ニテ其會社ニ與タル條理特權ヲ盡ク禁止スベシ

此條例違背ノ罪ハ其會社ヲ鎖サシムル前紙幣頭ノ通達ニ從ヒ其地方官廳ニ於テ之ヲ糾問スヘシ

此條例違背ニ付其會社株主並ニ仲間ノ人ニ損失ヲ受ルヲアラハ其損失ハ取締役ノ不正ニ出ルヲ以テ取締役都テ其責ニ任スヘシ

第五十四條

紙幣頭ハ大藏卿ノ許可ニ從ヒ緊要ナリト思フ度ゴトニ紙幣會社商業ノ實際ヲ檢査セシムヘシ尤檢査ヲ受ベキ會社ノ取締役等ヲ以テ此檢査役ニ命ズベカラズ此檢査役ハ先ツ會社ノ商業ノ實際ヲ逐一ニ檢査シ其會社ノ役人支配人等能ク誓詞ノ趣旨ヲ遵奉スル歟之ヲ檢査スルノ威權アルヘシ○カクテ檢査役ハ明白ニ會社ノ商業ノ實際ヲ紙幣頭ヘ報告スベシ

會社ハ又此檢査役ノ外ハ他人ノ爲ニ威服セラレ其檢査ヲ受ルニ及バズ但シ國法ニ於テ地方官廳ヨリ命シタル檢査ハ其例ニ非ス

右ノ檢査役ヲ命セラレタル人ハ其檢査ヲ勤ムル間ハ一日ニ三圓宛ノ俸給ヲ得ベシ又檢査ノ爲ニ旅行スル時ハ五里ニ付二圓宛ノ旅費ヲ得ヘシ尤モ此俸給旅費ハ檢査ヲ受ベキ會社ヨリ差出スベシ

紙幣條例

第五十五條

紙幣會社ノ頭取、取締役、支配人勘定役書記等、私ニ會社ノ有金元金預リ金ヲ費シ私ニ之ヲ引去リ又ハ私ノ費用ニ供ス可ラス取締役ノ承認ヲ得ズシテ會社ノ紙幣ヲ發行スヘカラス其承認ヲ得ズシテ預リ證書ヲ出シ爲替手形ヲ出シ請取書ヲ出シ手形證券爲替手形質物引當品ヲ他人ニ渡ス可ラス會社ノ簿冊報告書面中ニ詐僞ヲ記載スベカラズ若シ右ノ諸惡事ヲナシ以テ其會社ノ仲間又ハ他ノ商會官吏商人庶人ヲ欺キ罪ニ陷ラシメント謀リ或ハ會社ノ役人又ハ會社實際ノ検査役ヲ欺ント謀ル者アラハ何等ノ人ヲ論ゼズ國法ニ從フテ之ヲ罪科ニ處スベシ

會社ノ役人或ハ支配人ヲ誘導シテ右ノ惡事ヲナサシメ之ヲ助クル者アラハ本人ニ同等ノ罪科ニ屬スベシ

第五十六條

紙幣會社ヲ相手トシテ訴訟ヲナス事アラハ地方官廳ニ申立ベシ

但シ會社ヨリ紙幣頭ヘ差出スベキ有免願ハ其地方官廳ノ手ヲ經テ之ヲ取扱フベシ

第五十七條

紙幣會社ヨリ發行ノ手形證券ノ類ハ之ヲ剝キ去リ、切裂キ、塗抹シ、孔ヲ穿チ集メテ糊附ニナス可ラス是ニ類スル事ヲナス可ラス他人ヲシテ此般ノ事ヲナサシム可ラス若シ之ヲ犯ス者アラバ地方官廳ニ於テ之ヲ裁判シ償金トシテ五十圓ノ罰金ヲ會社ヘ拂ハシムヘシ

第五十八條

此條例ヲ遵奉シテ紙幣會社ヨリ發行シタル紙幣ヲ贋造ス可ラス贋造セシム可ラス贋造ヲ助ク可ラス贋造ヲ勸ムヘカラス」或ハ贋造ト知ナガラ之ヲ通用セシム可ラス通用セシメント謀ル可ラス」或ハ右ノ紙幣ノ文字画圖ヲ變

換セシム可ラス變換スル事ヲ助ク可ラス」或ハ文字画圖ヲ變換シタル紙幣ト知リナガラ之ヲ通用セシムベカラズ
通用セシメント謀ル可ラス會社ヨリ發行ノ眞物ナリト言フ可ラス若シ之ヲ犯ス者アラハ何等ノ人ヲ論セス國法ニ
從ツテ之ヲ嚴科ニ處スベシ

第五十九條

紙幣會社ヨリ發行スヘキ紙幣ヲ私ニ彫刻スヘカラス私ニ彫刻ヲ命スヘカラス」或ハ紙幣摺立ニ用ユベキ版繪具
ト同種ノ板繪具ヲ所持シ之ヲ用ヒテ贋造ヲ謀ル可ラス之ヲ用ヒシム可ラス或ハ贋造ノ紙幣ヲ所持シ之ヲ通用セシ
ム可ラス之ヲ通用セシメント謀ル可ラス或ハ紙幣ニ用ユル紙又ハ似寄ノ紙ヲ所持シ贋造ニ用ヒント謀ル可ラス之
ヲ用ヒシメント謀ル可ラス若シ之ヲ犯ス者アラハ何等ノ人ヲ論ゼス國法ニ從フテ之ヲ嚴科ニ處スベシ

第六十條

紙幣頭ハ大藏卿ノ手ヲ經テ年々左ノ條々ヲ政府ニ報告スベシ

第一 諸紙幣會社商業ノ實際概略

是ハ一年中ノ報告ニテ聞見シタル會社ノ事情ヲ主トシ會社元金増減ノ計數借財引請ケ高ノ計數發行紙幣
ノ金高利益ノ計數準備金ノ高等緊要ノ報告ヲ添ユヘシ

第二 會社ノ鎖業

是ハ一年中ソノ商業ヲ鎖デ或ハ分散シタル會社ノ實際ヲ主トシ其發行紙幣ノ引替高ト殘在高トヲ書載ス
ヘシ

第三 會社規則ノ改革

紙幣條例

紙幣條例

是ハ其改革ヲ以テ創立ノ便宜ヲ助ケ紙幣通用ノ信ヲ増シ會社商業ノ盛大ナランヲ謀ルヘシ

第四 紙幣頭ニ屬スル諸官員ノ姓名俸給並ニ一年間紙幣寮ノ入費

右ノ報告ハ毎年十二月一日迄ニ大藏卿ノ手ヨリ政府ニ差出スベシ且政府議院ノ用ニ供スル數ト諸官省ノ用ニ供スル數トヲ合セテ一千冊ト定メ刊行所ニ於テ上木シ當日之ヲ進呈スルニ差支ナキ様用意ヲナスベシ

第六十一條

支配人番頭世話人後見人ノ名義ニテ紙幣會社ノ株ヲ所持スル人アリトモ眞ノ株主ヲ以テ其人ヲ待遇ス可ラス○然レトモ引當ノ地面並ニ預ケ金等ハ遺言狀アル者モ遺言狀ナキモノモ眞ノ相續人ナラバ皆同一ニ之ヲ見做スベシ是ハ可成丈其當人ノ姓名ニテ株ヲ守ラセ之ヲ子孫ニ傳ヘシメンヲ謀リテナリ

第六十二條

日本政府ハ何時タリ此條例ヲ改正シ此條例ヲ變革シ此條例ヲ廢止スルノ權アルベシ

明治 年 月 日許可